

3

瀬戸内なぎさ回廊づくり

柿田公孝

KAKITA Kimitaka

中央復建コンサルタンツ株式会社/港湾・空港系グループ/
プロジェクトマネージャー



本プロジェクトは兵庫県からの発注により平成14年度に実施したものである。この「瀬戸内なぎさ回廊づくり」の特徴は構想の検討プロセスで幅広い意見の収集と集約によって構想の基本理念や基本方針をつくりあげたこと、また施策の一つに今後の参画と協働のシステムづくりを盛り込んだところにある。さらに、他の施策においても従来の発想を脱却した新しいメニューが盛り込まれている。例えば地域の独自性と自己責任を目的とするローカルスタンダード(地域の独自基準)の適用、また手をつけられないエリアの設定等である。

本稿では、プロジェクト紹介として、本構想の具体的な内容について紹介する。

なお、本構想でいう“なぎさ”という用語は以下のような考えで用いて

なぎさとは…

なぎさとは通常波打ち際を意味します。「瀬戸内なぎさ回廊づくり」におけるなぎさは人が自由に立ち入ることができ海を身近に感じることのできる水際線を指しています。したがって兵庫県では地域の特性により、砂浜をはじめ、海際に存在する緑地や親水護岸等様々な形態のなぎさが存在することになります。

いる。

1—本構想の背景と目的

まず瀬戸内なぎさ回廊づくりの背景と目的・位置づけを示すと次のとおりである。

瀬戸内なぎさ回廊づくりの背景と目的

瀬戸内のなぎさは古来人々が自由に立ち入ることができ、海とふれあえる身近な空間であった。しかしながら、戦後の防災最優先の海岸整備、経済発展に資する港湾の埋め立てなど人々の生活の高度化に伴い、しだいに自然海岸が失われ、兵庫県下の海岸線の6割弱が人工海岸へと変化し、人となぎさの自然な関係が失

われた。また近年の社会経済情勢の変化、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、水際線利用に対する人々の要請も多岐にわたってきた。

こうした状況にあって人々の生活の中になぎさとの自然な関係を取り戻すことが必要であるが、元の自然に戻すことは困難であることから、人となぎさの新たな関係をつくることにより、再生していかなければならない。

このため地域の個性を活かし、既存のなぎさの再生や魅力ある新しいなぎさを創造していくための指針となる「瀬戸内なぎさ回廊づくり構想」を策定するものである。



図1—瀬戸内なぎさ回廊づくりの位置づけ



図2—構想の対象地域

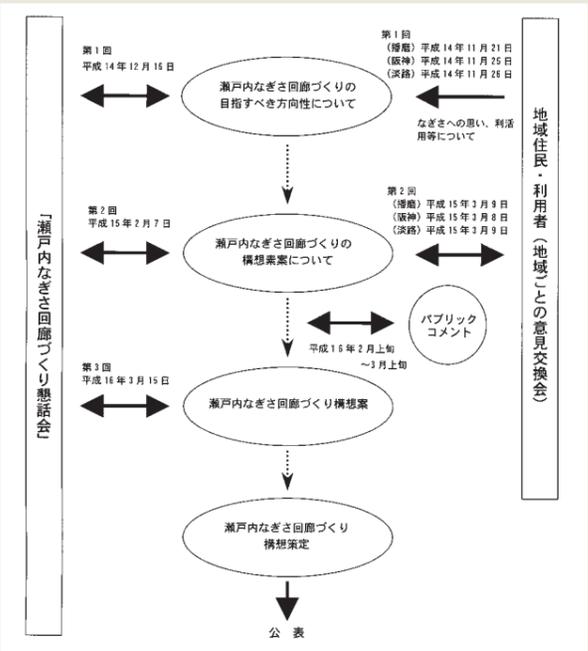


図3—瀬戸内なぎさ回廊づくり検討体制

2—構想の対象地域

兵庫県が策定する構想であることから構想の対象地域は図2の2つのレベルに分けて考えることとしている。構想の名称とおり、“瀬戸内のなぎさ”として最終的には瀬戸内海全域に広げることを目的とするものである。

- ① 兵庫県が積極的に構想を進める区域(構想図まで作成する区域)
- ② 今後、兵庫県が構想の趣旨を広め、連携を図るよう要請していく区域

3—構想の検討プロセスについて

構想の検討体制を図3に示す。構想の検討にあたっては計3回の懇話会の開催、地域住民・利用者との意見交換会を3地域ごとに各2回開催、またパブリックコメントの手続きを経て策定に至った。地域住民・利用者との意見交換会においては懇話会の委員の助言をもとに“なぎさ”に関

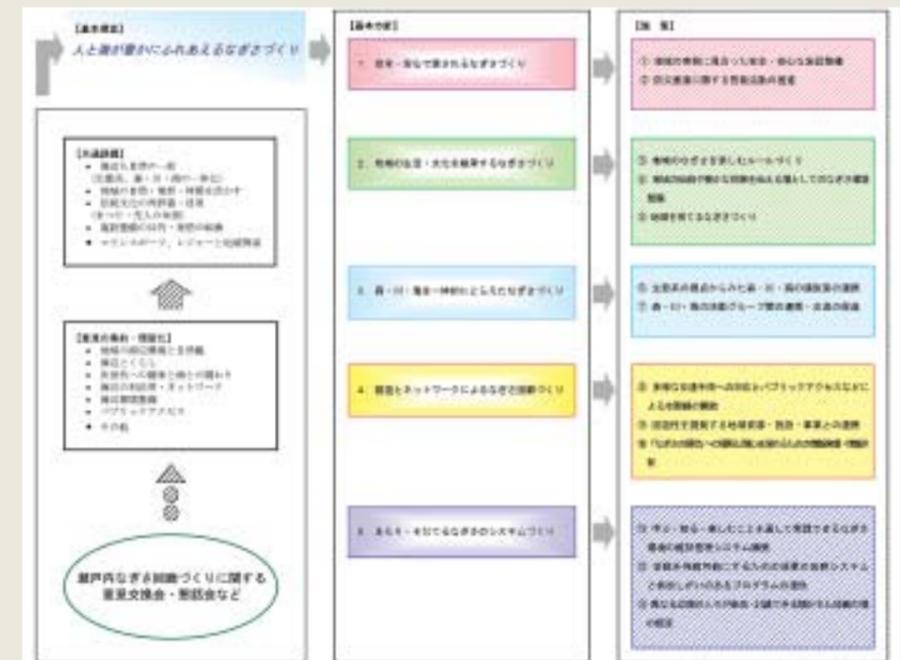


図4—瀬戸内なぎさ回廊づくり構想の体系

連深い人材を募り、最低限の資料の提示により資料による討議を避け、なぎさへの思い・利活用の方向性についてざっくりと発言頂く形式とした。

4—「瀬戸内なぎさ回廊づくり構想」の体系

意見交換会・懇話会を経て設定し

た、瀬戸内なぎさ回廊づくりの体系は図4のとおりである。“人と海が豊かにふれあえるなぎさづくり”を基本理念とし、理念の達成に向けてなぎさづくりを実施するための5つの基本方針とこれに基づき進める13の施策を設定した。

5—「瀬戸内なぎさ回廊づくり構想」の施策

瀬戸内なぎさ回廊づくり構想の13の施策の具体的内容を以下に示す。なお、紙面の関係上本稿では割愛するが、構想書の中では、それぞれメニュー例とイメージを示している。

●1 地域の実態に見合った安全・安心な施設整備

- ① ローカルスタンダード*を適用した地域独自の施設整備
 - *ローカルスタンダード：地域の自然・文化・環境等の実状に応じた地域独自の整備
- ② ハード・ソフト一体となった防災機能の向上
- ③ 安全・安心に利用できる施設整備

●2 防災意識に関する啓発活動の推進

- ① 防災情報などの積極的な情報提供
- ② 防災体験プログラムの実施

●3 地域のなぎさを楽しむルールづくり

- ① 多様な主体の海域利用の共存・棲み分け調整
- ② 地域住民と来訪者のなぎさ利用のルールづくり

●4 地域の伝統や豊かな体験を伝える場としてのなぎさ環境整備

- ① 地域の伝統・文化などの多様なニーズに応える施設整備や活動支援
- ② 地域の景観の保全と利便性の共存

●5 地域を育てるなぎさづくり

- ① 地域住民の生活・活動の場づくり
- ② 「不便さ」を魅力ととらえるような多様な視点の導入

●6 生態系の視点からみた森・川・海の諸施策の連携

- ① 水質・生態系などを一体的にとらえたなぎさの再生・回復の推進
- ② 長期的視点にたった自然環境の保全
- ③ 臨海部の環境共生型まちづくりに向けた自然再生

●7 森・川・海の活動グループ間の連携・交流の促進

- ① 交流体験プログラムを通じた交流事業の実施
- ② 森・川・海の連携による環境問題への取り組みと情報共有

●8 多様な交通手段への対応とパブリックアクセスなどによる水際線の開放

- ① 公共交通・車・自転車・徒歩などによる多様なアクセスと利用主体を想定した整備
- ② 臨海部立地企業と地域との共生を促進するパブリックアクセスと管理運営体制の確立

●9 回遊性を誘発する地域資源・施設・事業との連携

- ① 既存施設・諸活動とのネットワークを生み出す臨海部拠点の機能拡充
- ② 地域の要望に合った回遊性の創出
- ③ 既存の活動との連携

●10 「なぎさの現状」への理解と関心を深めるための情報発信・情報共有

- ① 臨海部の諸施設・教育機関・企業等との活動プログラムの連携や人的交流の促進

② 情報発信・情報共有のための広報と情報ネットワークの構築

●11 学ぶ・知る・楽しむことを通して実践できるなぎさ環境の維持管理システム構築

- ① なぎさの体験学習プログラムや行事の実施による次世代への継承
- ② 漂着ゴミの収集・処理など多様な主体の参加型による環境保全と啓発
- ③ 維持管理のための定期的な支援型行事の開催
- ④ 安全・安心な利用に向けた維持管理システムの構築

●12 活動を持続可能にする為の成果の反映システムと参加しがいのあるプログラムの提供

- ① 異なる領域を結びつけるコーディネート人材の起用
- ② 多世代の参加を可能にするプログラムの実践
- ③ 既存の地域活動との連携
- ④ 活動成果の情報発信に対する支援・協力

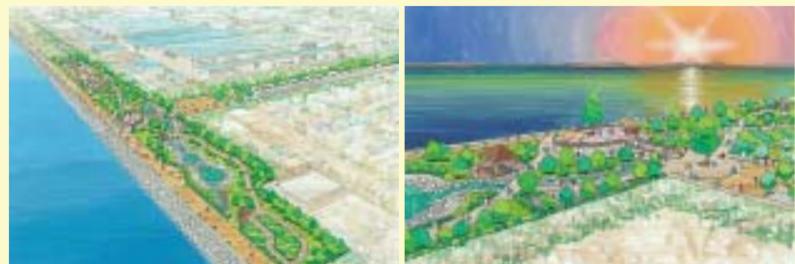
●13 異なる立場の人々が参加・討議できる開かれた協働の場の設定

- ① 調整機能としての専門機関や大学などとの連携の促進

施策8におけるメニュー例とイメージの紹介

② 臨海部立地企業と地域との共生を促進するパブリックアクセスと管理運営体制の確立
 現在、人が立ち入ることのできない水際線の少しでも多くの開放を目的として臨海部立地企業の協力を受け、パブリックアクセス事業等を積極的に推進するとともに整備後の維持管理体制について検討する。

- 【メニュー例】
- 1) パブリックアクセス事業の推進・拡大
 - 2) 事業実現後の管理運営体制の検討



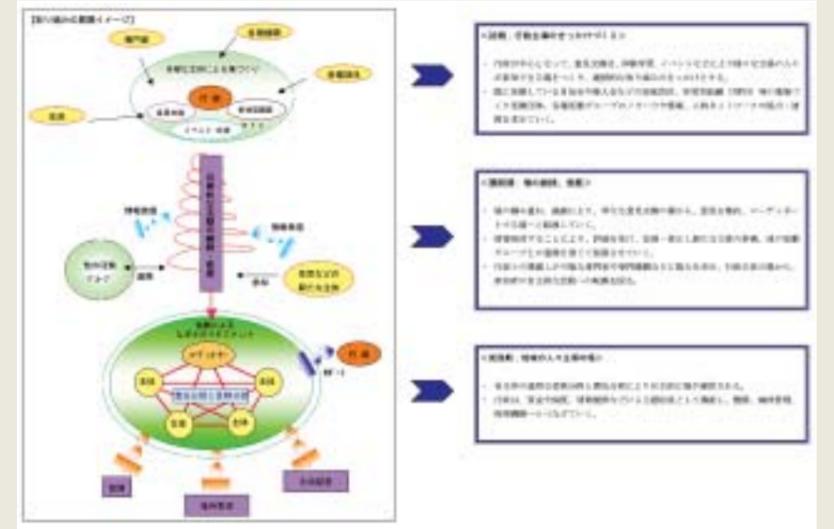
■図5—企業用地内にパブリックスペースを設けるパブリックアクセス事業のイメージ（東播磨港荒井地区・整備中）

② 計画・整備・維持管理・活用等に関する役割分担と基本ルールの構築

6—参画と協働に向けた取り組みについて

参画と協働に向けた取り組みとして、本構想では、次のような内容を明示している。

なぎさ回廊づくりを効果的に実現していくためには、地域住民・関連する専門機関、企業や諸団体などの「参画と協働」が不可欠である。このため、施策に対応した各主体の適切な役割分担・責任分担のもと柔軟な展開により、各地域の実情に応じた持続的な取り組みを行う。取り組みの展開イメージを以下(図6)に例示する。



■図6—参画と協働に向けての取り組みのイメージ

図7に取り組み課題を含めた構想図の一部を紹介する。

8—さいごに

私はこれまでハード整備に関わる計画づくりに主として携わってきた。本構想がソフト重視の計画とは言い難いが、これまでの経験から考えると、自分自身にかなりの発想の転換が要求されたように感じている。そして実感したことは、やはりハードは目

的でなく手段であるということ、決してハードを目的とするソフト計画であってはならないことである。

構想・計画づくりの考え方は今後一層複雑化することを身を持って感じているところであるが、各地域には歴史・文化・人材など素晴らしい資源が多数存在しており、これらを活かし、時には再生し、活性化する活用調和型の考え方が必要ではないかと感じている。

7—今後の取り組みに向けて

以上に本構想の施策や参画と協働への取り組みなどを紹介した。これらはあくまで瀬戸内なぎさ回廊づくり全体の方針であり、今後各地域が実践に移す際には、必ずしもすべての施策を網羅する必要はなく、各地域によりなぎさの現状やなぎさに対する意識の違いといったものを考慮し、背後市町と調整・連携しながら地域特性に応じて重点取り組み施策を取捨選択し、計画・実施することとなる。本構想の中では、その際の説明責任の重要性のみを論じ、各県民局が独自の取り組みを進める上での取り組み課題の例示にとどめている。



■図7—瀬戸内なぎさ回廊づくり構想図(地域別取り組み課題例)【阪神地域】